

令和8年度(2026)

出雲市障がい者相談員をお知らせします

障がい者福祉に理解のある相談員です。お気軽にお問い合わせください。

●身体障がい者相談員

相談員氏名	住 所	電話番号	F A X
伊藤 講次	荻杼町	24-1859	24-1859
田中 修	灘分町	63-3070	—
森山 裕司	多伎町口田儀	86-2236	—

●知的障がい者相談員

相談員氏名	住 所	電話番号	F A X
春木 晃夫	今市町北本町	23-2800	—
田中 修	灘分町	63-3070	—
伊藤 仁美	湖陵町三部	43-1411	—
村山 進	大社町北荒木	53-5413	—
荒川 文雄	斐川町直江	72-7044	—

※FAX番号については、設置宅のみ表記しています。

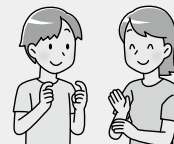
おたずね／福祉推進課 TEL 21-6961 FAX 21-6598

親子でチャレンジ！夏休み手話教室を開催します

手話に興味がある小学生のための手話教室です。

耳の聞こえない人のことや、手話のことなどを一緒に学びましょう。

親子での参加をお待ちしています。



◆日程・申込期限

日 程	申込期限
7月26日(日) 10:00~11:30	7月17日(金)

◆会 場／市役所本庁 くにびき大ホール

◆定 員／親子合わせて30人

◆参加費／無料

◆対象者／出雲市にお住まいの小学生とその保護者

◆申込方法／電話、FAX、メール、窓口受付のいずれか

申込み・おたずね／福祉推進課 TEL 21-6959 FAX 21-6598 メール: fukushi@city.izumo.shimane.jp

手話をやってみよう!

今月は、「楽しい」です。
ぜひやってみてください!

出雲市 YouTube 公式チャンネルで動画も
公開していますので検索してください。

「出雲市 YouTube やさしい手話」で 検索

胸の前で、開いた両手を
交互に上下させる



おたずね／福祉推進課 TEL 21-6959 FAX 21-6598

あいサポーター研修(出前講座)のご案内

～障がいを知り、共に生きる～



あいサポーターとは

さまざまな障がいの特性や必要な配慮などを理解して、日常生活でちょっとした配慮や手助けを行う人を「あいサポーター」と言います。出雲市では、「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)を皆さんと一緒につくっていく「あいサポート運動」を推進しています。

あいサポーター研修(出前講座)を受けることで、誰でもあいサポーターになることができます。あいサポーターとなり、身近なところで、できることから始めてみませんか。

あいサポーター研修(出前講座)を希望される場合

○申込方法

市役所本庁 福祉推進課までご連絡ください。
ご希望の開催日時や場所などを確認させていただきます。

○内容・所要時間 ※ご希望に応じて調整します。

〈例〉・あいサポート運動について(15分)
・障がいについて(15分～45分)
・障がい者差別解消法について(30分)

○対象

出雲市内にある各種団体、組織、住民、企業など
(町内会や保護者会など、数人での開催も可能です。)

○費用など


開催に関する費用は無料です。会場のみご用意をお願いします。資料や必要機材は市で用意します。



おたずね／福祉推進課 TEL 21-6959 FAX 21-6598

ひとり親家庭への支援制度のご紹介

ひとり親家庭の方が利用できる各種制度を紹介します。制度によっては、所得審査や事前相談が必要なものもあります。まずは、お気軽にご相談ください。

制 度	内 容	おたずね
母子父子自立支援員による相談	各種制度の情報提供をするとともに、くらし・子育て・就労・養育費取得などさまざまな悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。 相談時間は平日8:30～17:00(受付16:30まで)です。 事前に相談日時の予約をお願いします。	市役所本庁 子ども政策課 市のホームページには左記以外の制度等も掲載しています。
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	子どもが修学するための資金や、母または父が技能を習得するための資金など、各種資金の貸付を行います。	
母子家庭等自立支援給付金事業	母または父の就業を促進するため、資格が取得できる講座を受講する場合や養成機関で修業する場合に給付金を支給します。	
住宅支援資金貸付の相談	自立に向けて就職や転職、正社員登用等をめざす方を対象に、最大1年間、家賃実費相当額(上限7万円/月)の貸付が受けられます。	
児童扶養手当	父母の離婚などにより、母または父と生計をともにしていない児童を養育している家庭の生活の安定と自立を助けるために支給します。 ※所得・児童数で手当額が決まります。	市役所本庁 子ども政策課 または各行政センター
福祉医療費助成制度	ひとり親家庭の母(父)とその児童または両親のいない児童の医療費を助成します。(所得制限があります。)	市役所本庁 福祉推進課 または各行政センター
就学援助制度	経済的理由で小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や校外活動費などを援助します。	市役所本庁 教育政策課 または各小・中学校

〈おたずね〉
市役所本庁／
子ども政策課 TEL 21-6218 FAX 21-6413
福祉推進課 TEL 21-6959 FAX 21-6598
教育政策課 TEL 21-6190 FAX 21-6192

平田行政センター 市民サービス課 TEL 63-5567 FAX 63-5533
佐田行政センター 市民サービス課 TEL 84-0111 FAX 84-0579
多伎行政センター 市民サービス課 TEL 86-3111 FAX 86-3561
湖陵行政センター 市民サービス課 TEL 43-1215 FAX 43-1433
大社行政センター 市民サービス課 TEL 53-3116 FAX 53-4493
斐川行政センター 市民サービス課 TEL 73-9110 FAX 73-9119